

日坂地区まちづくり協議会 5 年(令和 8~12 年度)計画

日坂地区まちづくり協議会

連絡会

区 長 会

地区福祉協

◆日坂地区まちづくり協議会 規約の目的

「協議会は、日坂地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映させ、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを協働して行う。」

1. 日坂まち協の目的をもとに「日坂に暮らしてよかった」とみんなが思える地域づくりを進める。
2. まち協役員・運営委員は、地域の皆さんの声(地域の課題)を聞き、専門部や運営委員会で協議して取り組んでいく。さらに区長会、地区社会福祉協議会、日坂防災会とともに連携して、地域の課題解決に取り組んでいく。
3. 協力員は各部の活動に参加する。
4. 協力団体とも力を合わせ、住みよい地域づくりに取り組む。
5. 1 人の力は小さくても、みんなの力を持ち寄り、楽しく、できることから 1 歩ずつ前に進めていく。

事務局部長会議

防 災 部

- 日坂地区防災計画の更新、日坂地区防災会による各自主防災会相互連携
- 広域避難所運営マニュアルの検証と見直し、地区住民への周知
- 防災意識高揚のための啓発活動、地区内災被害状況の発信

事 業 部

- 少子高齢化の中、子どもから高齢者まで皆さんが参加できるような行事・イベントを区長会や他団体と連携して立案、実行

防犯交通部

- 交通環境整備に関する活動
- 地域住民のための防犯活動
 - ・防犯パトロール
 - ・防犯に関する啓発活動

広 報 部

- 地区内の個人・諸団体の活動を通しての情報の受発信
- 地域住民の声を掲載し、双方向での広報活動に努める
- 「広報にっさか」の発行
- LINE・SNS 等の活用を図る

運 営 委 員 会

◆連携団体

区長会、地区福祉協議会、日坂地区防災会

◆協力団体

もっとニッソー運営本部、(農業)日坂美農里委員会・地域塾、(観光)川坂屋の会
祭り青年、幼稚園・小学校・中学校